

## 第3次三田市健康増進計画・自殺対策計画公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「第3次三田市健康増進計画・自殺対策計画策定支援業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の決定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

### 1 業務概要

(1) 業務名 第3次三田市健康増進計画・自殺対策計画策定支援業務

(2) 業務の目的

平成26年7月に策定し、平成31年3月に中間評価・見直しを行った「第2次健康さんだ21計画(自殺対策計画を含む)」の評価・分析を実施したうえで、「次期国民健康づくり運動プラン」、並びに「兵庫県健康づくり推進プラン」を中心とした指針・計画・自殺総合対策大綱及び三田市の上位・関連計画等との整合を踏まえながら、本市にあった次期計画を策定することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「第3次三田市健康増進計画・自殺対策計画策定支援業務委託仕様書」に示すとおりとする。

(4) 本業務において、企画提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

① 基礎調査について

② 計画策定について

(5) 履行期間 契約締結日 ~ 令和6年3月31日まで

### 2 予算

委託料の見積限度額は5,280,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)とする。

※年度割上限額

令和4年度 2,145,000円、令和5年度 3,135,000円

3 実施形式 「公募型」とする。

### 4 日程

候補者決定までのスケジュールは次のとおりとする。

内 容	期 日 等
参加表明書の提出期間	7月15日(金)～8月5日(金)
質疑受付期間	7月15日(金)～7月29日(金)
質疑回答期日	8月2日(火)
参加資格審査結果(選定・非選定)通知	8月12日(金)
企画提案書提出期限	9月6日(火)
プレゼンテーション	9月15日(木)詳細別途通知
プロポーザル審査結果(特定・非特定)通知	プレゼンテーション後概ね1週間後

## 5 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

### 【基本的要件】

- (1) 三田市入札等参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(令和 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(令和 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 三田市暴力団排除条例(令和 24 年条例第9号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に該当しない者であること。

### 【その他要件】

- (1) 近畿圏において、過去 10 年以内(平成 24 年度から令和 3 年度)に本業務と同種または類似の業務を実施した実績を有していること。

## 6 説明会の開催 説明会は実施しない。

## 7 質疑・応答

- (1) 提出方法 別添の質問書により、電子メールにて提出すること。
- (2) 提出期限 令和 4 年7月29日(金) 17時 00 分(必着)
- (3) 提出先 三田市共生社会部健康共生室健康増進課  
E-mail:kenkou\_u@city.sanda.lg.jp
- (4) 回答方法 質疑受付後、適宜、三田市ホームページの「入札・契約」ページに掲載することとし、最終回答期日は令和 4 年8月2日(火)17時 00 分とする。

## 8 参加申込の手続き

### (1) 提出書類

様式等	提出部数
参加表明書(様式1)	各1部
会社概要(様式2)	
業務実績(様式3)	
業務実施体制(様式4)	
業務担当予定者の経歴等(様式5)	
業務担当予定者の業務実績(様式6)	

### (2) 留意事項

- ① 業務実績は、元請として実施したものを対象とすること。
- ② 記載した業務実績について、契約書又は TECRIS 等の写しを提出すること。また、業務担当予

定者がその業務を担当したことを証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

③ 様式5及び6については、様式4「業務実施体制」に記載した業務担当予定者ごとに作成すること。

(3) 提出期限 令和4年8月5日(金) 17時00分

(4) 提出方法 持参又は郵送に限る。(郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。)

(4) 提出先 三田市共生社会部健康共生室健康増進課(送付先等は15「問合せ先」を参照)

## 9 参加資格審査・結果通知

提出された参加表明書類について参加資格を確認し、資格を有する者に企画提案書の提出を依頼する。資格を有しない者については、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を通知する。非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非選定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

結果通知は、令和4年8月12日(金)までに郵送により行い、併せてFAX(又は電子メール)を送信する。

なお、参加資格を有する者が5者以上あった場合は、本要領「12 審査基準等」の(1)企画提案書の提出者を選定するための基準に基づく評価の合計点が高いものから企画提案書の提出者として4者程度選定する。ただし、同評価の提出者が2者を超えて存在する場合及び評価点が僅差の場合はこの限りでない。

## 10 企画提案書の作成方法

### (1) 提出書類

様式等	提出部数
企画提案書(様式7)	各8部
業務の実施方針・実施フロー・スケジュール(様式8)	
特定テーマに対する企画提案(様式9)	
見積書(様式任意)	1部

### (2) 留意事項

- ① 文字サイズは10ポイント以上とすること。
- ② 本要領「1業務概要」(4)に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。記載にあたっては、1テーマ、A4判(一部 A3 判折りこみ可)とすること。また、特定テーマ②に関し、本市において有効な健康づくりの推進、自殺対策に関する企画・提案についても記載すること。
- ③ 見積書には、仕様書等に記載されたすべての業務の見積額(消費税額及び地方消費税額を含めた総額)を記載すること。また、令和4年度分業務と令和5年度分業務について1部ずつ提出すること。

- (3) 提出期限 令和4年9月6日(火)17時00分
- (4) 提出方法 持参(又は郵送)に限る。(なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。
- (5) 提出先 三田市共生社会部健康共生室健康増進課

## 11 プレゼンテーション

以下のとおりプレゼンテーションを行う。

- (1) 開催日 令和4年9月15日(木)
- (2) 場所 三田市総合福祉保健センター 2階 健診室
- (3) 開始時間 後日連絡する。
- (4) 出席者 業務主担当予定者を含め、3人までとする。
- (5) その他
  - プロジェクター、ケーブル及びスクリーンは市において用意する。
  - プレゼンテーションの説明は、本件業務の業務主担当予定者が主に行うものとする。
  - プレゼンテーションは、提出された資料に基づき行うこと。追加提案や追加資料の配布は認めない。

## 12 審査基準等

参加表明書及び企画提案書の評価項目、判断基準並びに評価の配点は以下のとおりとする。なお、選定は次の「(1)企画提案書の提出者を選定するための基準」及び「(2)企画提案書を特定するための基準」による審査結果に基づく評価点の合算により行う。

### (1) 企画提案書の提出者を選定するための基準

分類	評価項目	評価内容	配点
業務経歴等 (25点)	事業者の業務実績(様式3)	平成24年度から令和3年度までに完了した同種又は類似実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が複数ある ②同種業務の実績がある ③類似業務の実績がある場合 それ以外は選定しない。	5点
	業務実施体制(様式4)	業務主担当予定者を補佐する担当者等を複数配置するなど、本計画策定に向けた万全の体制として期待できるか。	10点
	業務担当予定者の経歴等(様式5)	専門的なノウハウや知識を有し、本市の業務委託においても活かすことができる業務担当予定者等であるか。	5点
	業務担当予定者の業務実績(様式6)	平成24年度から令和3年度までに完了した同種又は類似実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある ③上記以外	5点

## (2) 企画提案書を特定するための基準

分類	評価項目	評価内容	配点
実施方針・実施フロー など (10点)	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	5点
	実施フロー、 スケジュール	業務実施手順を示す実施フロー、スケジュールが具体的に設定されており、実現可能性・合理性があるか。	5点
	その他	業務の目的の理解がされておらず、実施フローやスケジュールの妥当性が著しく劣る場合は、特定しない。	-
プレゼンテーション (20点)	業務主担当予 定者の説明	業務主担当予定者の説明は簡潔明瞭で理解しやすいか。また、業務への取組意欲が感じられ、一般的な業務の遂行が円滑に行えると見込まれるか。	10点
	説明対応	全体を通して説明等が安定しており、安心して業務を委託できるようなプレゼンテーションとなっているか。提案に説得力があるか。	10点
特定テーマに対する 企画提案 (45点)	全体	企画提案書の構成や記載内容について、工夫があり、見やすく、理解しやすい内容となっているか。	10点
	特定テーマ①	設問設計の考え方、調査項目について提案され、その内容が適当か。	5点
		調査結果について、集計・分析方法、活用方法が検討され、その内容が適当か。	5点
		国の方針及び先進事例等に関する情報収集等について提案され、その内容が適当か。	5点
	特定テーマ②	国・県の動向等を踏まえ、本市総合計画、その他関連計画との整合を図れた提案であるか。	5点
		本市の特性、現状把握や課題を踏まえた提案、市民や審議会等の意見を本計画に適切に反映させていくための提案がされ、その内容が適当か。	5点
		本市における有効な健康づくりの推進、自殺対策に関する企画・提案について、妥当なものとなっているか。	5点
		企画内容が単に国の方針等を踏襲するだけにとどまらず、独創性があり、本市に適切な提案であるか。	5点
見積金額	参考見積の 妥当性	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。	数値化 しない

なお、同評価の場合の優先項目は次のとおりとする。

- ①「特定テーマに対する企画提案」の合計得点が高い者
- ②見積書の金額が低い者

### 13 企画提案書審査・通知

提出された企画提案書についてプロポーザル審査会が審査し、提出した者の中から評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。審査の結果は、すべての提出者に対して、書面により通知する。企画提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を通知する。非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非特定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

#### 14 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びヒアリング(プレゼンテーション)に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- (4) 提出されたすべての書類の返却は行わない。
- (5) 提出期限以降における参加表明書、企画提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、記載した業務担当予定者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の実績・経歴を有する者に変更することについて、市の了解を得なければならない。
- (6) 随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取扱いを受けるものではない。なお、辞退する場合は、速やかに書面(様式任意)によりその旨届け出るものとする。
- (7) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
  - 参加資格要件を満たしていない場合
  - 提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合
  - 本要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
  - 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - 説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
  - 見積書の金額が、見積限度額を超過した場合
  - 本案件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合
- (8) 特定された企画提案書の内容については、当該業務の仕様書に適切に反映するものとする。
- (9) 契約締結にあたっては、契約金額の100分の10以上(三田市内に本社本店のある者については100分の3以上)の契約保証金の納付を求める。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (10) 企画提案書等の著作権等については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

#### 15 問合せ先

〒669-1514 三田市川除 675 番地 三田市総合福祉保健センター2 階  
三田市共生社会部健康共生室健康増進課  
TEL 079-559-6155  
FAX 079-559-5705  
E-mail:kenkou\_u@city.sanda.lg.jp